

東大阪市からのお知らせ

中間検査の対象建築物・特定工程

1. 中間検査の対象となる建物

用途	構造	規模
住宅（兼用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿を含む）	全ての構造	申請部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの
上記以外	全ての構造	地階を除く階数が3以上のもの（申請部分に限る） 又は 申請部分の床面積が300㎡を超えるもの

2. 中間検査の特定指定工程（中間検査を受ける時期）

構造	規模（確認申請分）	指定特定工程	
		基礎工事	建方工事
木造	階数が3以上	○	○
	延べ面積が500㎡超	○	○
	高さが13m超または軒の高さ9m超	○	○
	上記以外	×	○
上記以外の構造	階数が2以上	○	○
	延べ面積が200㎡超	○	○
	上記以外	×	○
型式適合認定（※1）	全て	×	○

3. 基礎工事の特定工程

基礎の配筋工事

4. 建方工事の特定工程

下表による

構造	特定工程
木造	屋根の小屋組の工事
鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋については屋根及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階の床版及びこれを支持するはり（平屋については屋根の床版及びこれを支持するはり）の取付け工事）
鉄骨造	2階の床版の取り付け工事（平屋については建方工事）
鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2階の床版及びこれを支持するはり（平屋については屋根の床版及びこれを支持するはり）の取付け工事）
その他の構造（※2）	屋根の工事
2以上の構造の区分にわたる場合	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）

（※1） 建築基準法第68条の10に規定する、国土交通大臣が一連の規定に適合すると認定したもの、または同法第68条の11に規定する、国土交通大臣が型式部材等の製造者として認証を行ったものが製造または新築したもの。

（※2） 型式適合認定等を含む